

埼玉県訪問看護ステーション協会
会員 各位

一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会
会長 三塩 操

新型コロナウイルス感染症にかかる訪問看護師の勤務等に関する規定の事例について

平素より当協会の運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の取り扱いには、管理者、職員ともに大変ご苦勞されていることと存じます。

さて、会員の皆様には、今後職員がコロナウイルスに感染したときにはどうしたらいいのか。どう考えたらいいのかわからないので、協会での規定があれば教えてほしい等の要望がでてきています。

新型コロナウイルス感染症の取り扱いやステーションの経営等に関する内容は、厚労省や日本訪問看護財団等で情報提供されていますのでご参考ください。

今回は、会員の要望にお応えするために、公益社団法人埼玉県看護協会協会立訪問看護ステーションに出された規定を参考資料として、埼玉県看護協会の許可を得て、ご提示させていただきます。

法人や組織によって内容の変更は、必要ですがご参考にしてください。

一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会
会長 三塩 操

〒331-0078 埼玉県さいたま市西区西大宮三丁目3番地

電話 048-621-3330 FAX 048-621-3332

Mail : sai-houkan@themis.ocn.ne.jp